



過半数代表者の選出について考えよう!③

過半数代表者が行うことは？

①就業規則に対して労働者の意見を述べる

使用者は就業規則の作成また変更の際に、過半数代表者の意見書を付けて労働基準監督署に提出することが労働基準法で定められています



就業規則は支払う賃金や仕事の内容等について、会社と従業員の契約書のようなものです!
これまでも何度か過半数代表者に対して意見聴取が行われています

②労使協定を結ぶ

使用者が従業員に超勤や休日勤務をさせるには、労働者と使用者が労使協定を結ぶことが労働基準法で定められています。いわゆる「36協定」です。使用者が労使協定を結ばずに残業命令を出すと刑事罰を科せられます。



超勤時間の上限は36協定で決まります!
36協定の内容により働き方が大きく変わってきます

③法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する

安全委員会、衛生委員会、または両委員会を統合した安全衛生委員会が開かれる場合、労働災害防止の取り組みを労使が一体となり開催するため、過半数代表者の推薦に基づいた委員の指名が労働安全衛生法により定められています。



安全衛生委員会は安心して働ける環境をつくるため
職場の問題を議論し、解決する重要な場です!

過半数代表者の役割を理解し
職場の声を反映してくれる過半数代表者を選出しよう!